『正親町帝時代史論―天正十年六月政変の歴史的意義―』第一章（岩田書院、2012年）

**「室町幕府滅亡年時と織田政権」**

はじめに

一　室町幕府の政治構造と信長

二　義昭出奔の意義

三　織田政権における武家官位制

おわりに―室町幕府の滅亡年時について―

補論１「織田政権の歴史的課題」、補論２「織田政権の権力構造とモラトリアム」

補論３「織田政権における寺社政策のモラトリアム」

※初出『織田・徳川同盟と王権―明智光秀の乱をめぐって』第一章（岩田書院、2005年）

補論１～３は、原題「織田政権のモラトリアム―織田政権のモラトリアムと｢覇者｣の類型(上)」（『郷土文化』第６２巻第二号、名古屋郷土文化会、2008年）

本論文は、主査の中野等九州大学比較社会文化学府教授から査読を受けて、博士論文として提出し、さらに一部補筆して発刊している。

《要約》

　中世から近世への移行過程を説明する上で、室町幕府の滅亡は中世の終焉であり、同時に近世の始まりである。しかしこれまでそれは天正元年七月、信長が足利義昭を追放した事実によって規定されているが、事実経緯からも鎌倉、江戸幕府のそれとの整合性からも誤認であるとした。本論文は山崎の戦いの敗北の結果、明智光秀を中心とした室町幕府奉公衆・奉行衆など幕府組織の壊滅をもって、それと見なすとの結論に至る。

1. 信長の権力は、将軍義昭から委任された統治権的支配権をその根拠にしており、政務の全面的な委任によるものである。この事実は信長が発給した文書の形式からも三鬼清一郎氏によってすでに確認されている。信長は室町幕府の構成員である。
2. 永禄十二年正月、信長は、三好三人衆が本国寺にいた義昭を襲撃した直後、八万の兵を動員して武威を示し、上洛後、殿中御掟を同月に定めたが、これは室町幕府の法度であり、この時点から信長は本格的に幕府政治に本格介入に介入したことを示す。
3. 殿中御掟の一年後、信長は、五箇条の事書を発布したが、宛先は、朝廷を代表する朝山日乗と幕府を代表していた光秀であり、両者を証人にして、義昭に政務全般の委任を受けた事実を確認したものであり、法度を守らない義昭に、その権限と役割の分担を主張した。
4. 義昭は以後も寺社本所への違乱を繰り返し、朝廷に対しても保護と管理を怠り、信長の副状を添えずに諸国に命令したため、信長はその背信を厳しく責め、異見十七ヵ条で警告を発した。
5. 元亀四年二月に信長は、細川藤孝など親信長派の幕府衆とともに、義昭に人質を

出し、和解しようとしたが、義昭は結局決起し、天正元年七月に出奔する。

1. 信長は、将軍不在のまま光秀によって幕府組織をまとめ、「織田・明智体制」が成立し、領域域的支配権を拡大することで、その統治権的支配権は強大化する。
2. 信長存命中に室町幕府は滅亡しておらず、足利氏の将軍世襲を否定した信長の新たな政権構想に強く反発した光秀を中心とした幕府衆の反乱をまねくに至る。